

町村議会広報全国コンクールにおける奨励賞の取扱いについて

平成 25 年 7 月 1 日
全国町村議会議長会

本会が実施している町村議会広報全国コンクール（以下、「コンクール」という。）では、これまで、入選作品（最優秀賞、優秀賞、優良賞）に次いで優れている作品を「奨励賞」として表彰してきたが、第 28 回コンクールから「奨励賞」は企画、構成、表記、写真など審査基準となる一部分について、優れていると認められる広報紙に対し、それを称え今後の「入選」に向けて一層の研鑽を奨めるための賞として位置付けることとなった。

このことに伴い、奨励賞は、コンクールにおける総合順位にかかわらず、下記の基準に従い選考することとする。

記

- 1 直近 4 年間のコンクールにおいて、次の賞を受賞したことがある団体の広報紙は、作品の優劣にかかわらず「奨励賞」の選考対象から除外する。
 - (1) 最優秀賞
 - (2) 優秀賞
 - (3) 優良賞
 - (4) 奨励賞
- 2 「奨励賞」は、当該年度の入選（最優秀賞、優秀賞、優良賞）及び表紙フォトグランプリに選考された広報紙及び前項に定める広報紙を除く全応募作品の中から、広報審査会の審査に基づき選考する。
- 3 奨励賞は、広報紙の総合評価としては、入選（最優秀賞、優秀賞、優良賞）に及ばないものの、「企画・構成」、「編集・デザイン」、「言語、文章」「表紙写真」の審査基準となる各部門において、特に優れていると認められる部分がある広報紙に対し贈呈するものとする。